



## 《会計・税務の知識》 創業補助金に関する対象経費

### はじめに

我が国の経済を活性化することを目的として、新たに創業する者、第二創業を行う者を支援する補助金として創業補助金があります。本補助金は、200万円を補助の上限とし、各都道府県の事務局が6月30日まで申請を受け付けております。今回は、創業補助金の対象となる経費、ならない経費の例をご紹介しますのでご参考になれば幸いです。

	費用項目	対象となる経費	対象とならない経費
人件費	給料等	本補助事業に直結する従業員（パート、アルバイト含む。補助事業の実施のために必要となる交付決定日より前に雇用した者を含む。）に対する給与（賞与・諸手当を含む。）、賃金	法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費
事業費	申請書類作成等に係る経費	国内での開業又は法人設定に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費	商号の登記、会社設立登記・登記事項変更等に係る登録免許税
	店舗等借入費	国内の店舗・事務所・駐車場の賃貸料・共益費・仲介手数料	店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
	設備費	国内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るもののみ）	中古品購入費
	原材料費	試供品・サンプル品の政策に係る経費として特定できるもの	主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの
	謝金	本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費	本補助金の応募に関する応募書類作成代行費
	旅費	本補助事業の実施に当たり必要となる国内・海外出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（専門家に対するものも含む。）	タクシー代、ガソリン代等公共交通機関以外のものの利用による旅費
委託費	委託手数料	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査について調査会社を活用する場合等） ※委託費は、補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。 ※2者以上から見積をとることが必要	販売用商品の（有償で貸与するものを含む。）製造委託及び開発委託に係る費用

**結び** 新たに創業する方は、ぜひこの創業補助金にチャレンジしていただきたいと思います。お悩みの場合は、ぜひご相談ください。

（担当：上條）